

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び同年4月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和41年4月から44年2月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、私は、昭和36年4月から41年3月までの期間については、検認印のある年金手帳を所持している。また、結婚した37年12月からは、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料をA市B町の町民会館で納付していたと記憶しているので、41年4月から44年2月までの期間についても、社会保険庁の回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月16日に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、36年4月から41年3月までの検認印が押されていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、「妻が、B町の町民会館へ夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の妻は納付記録があり、婚姻した翌月の昭和38年1月から41年3月まで、同じ日に国民年金保険料を納付していたことが、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳から確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻は、国民年金の資格を取得した昭和37年5月1日以降の被保険者期間について、第3号被保険者であった期間以外は保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 708

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から同年12月まで  
② 昭和38年3月から48年3月まで

私は、申立期間①当時は、A市で働いていたが、住民票は実家のB町から異動しておらず、国民年金の保険料は実家の母親が納付してくれていたはずである。申立期間の前後は納付済みとなっているのに、申立期間は未納となっているので調べてほしい。

また、申立期間②は、私自身がA市役所で加入手続をして納付していたと思うので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人には、国民年金手帳記号番号が2回払い出されているが、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号の社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされている。昭和36年8月から37年3月の期間について、被保険者台帳にはその記載は無く、当初、未納とされていた38年1月及び同年2月の記録が後で納付済みと訂正されているなど、行政側における記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

一方、申立期間②について、申立人は、A市役所で手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号がA市で払い出されたのは、昭和50年10月3日であり、この時点では、時効により、制度上、保険料は納付することはできない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間①に係る国民年金手帳記号番号の被保険者台帳の記録は、昭和38年度以降はすべて未納とされている上、「昭和

55年度不在確認済 調査不能 56.12.1」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人に上記の2つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年8月2日、資格喪失日が15年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を15年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月31日から同年11月1日まで  
ねんきん特別便では、A事業所での厚生年金保険の加入期間が平成15年9月までとされていたが、同年10月の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成11年8月2日、資格喪失日が15年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所に平成15年10月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び平成15年9月の社会保険庁の記録から、20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が平成15年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が15年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を15年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月31日から同年11月1日まで  
ねんきん特別便では、A事業所での厚生年金保険の加入期間が平成15年9月までとされていたが、同年10月の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が15年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録、申立人が所持する給与支給明細書、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A事業所に平成15年10月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び平成15年9月の社会保険庁の記録から、20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が平成15年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日から17年1月1日まで

平成15年2月28日から派遣社員として働き始め、同年6月から厚生年金保険に加入し、16年12月末まで勤務していた。ところが、厚生年金保険加入記録をみると、平成16年12月30日に資格を喪失したこととなっており、16年12月分の記録が無かった。

平成17年1月に支給された給与の明細書、雇用保険被保険者離職票、給与所得の源泉徴収票などがあるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に平成16年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所が保管する事業主が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失届には、資格喪失日が平成16年12月30日と記載されていることが確認でき、その後、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者資格事項訂正届が社会保険事務所に提出されたことをうかがわせる事情は無いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年9月10日から同年11月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年9月10日、資格喪失日を同年11月7日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から同年11月7日まで

私は、A社B店の開業に合わせて昭和43年9月10日に正社員として雇用され、同年11月6日に退社した。この間、役場勤務の実家の父に勧められて国民年金にも加入していたが、家計簿にはA社から支給された給与額と控除された厚生年金保険料額が記されているのに、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した家計簿及び同僚の証言並びに申立人の記憶から、申立人は申立期間においてA社B店に勤務していたことを推認することができる。

また、申立人が提出した家計簿には、申立期間である昭和43年9月分と同年10月分のA社から支給された給与額、控除された厚生年金保険料額、同社が発行する社員互助会雑誌の購入代金等の控除金額及びC市の本社で行われた開業前研修に3回参加した時の往復の交通費が記載されており、43年9月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「その時の募集はパートではなく、正社員であった。開業前研修がC市の本社で3度あった。」と証言していることから、当該家計簿は信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳及びD社会保険事務所の回答により、昭和43年9月に被保険者資格を

取得している数名が、同年 11 月に資格取得した者と同時又はそれ以降に手続されていることが確認でき、当該事業所は、「当時大量の人員採用があったため、厚生年金保険の資格取得の手続が若干遅れてなされた事例もあったようだ。」と証言していることから、申立期間における資格取得手続はさかのぼって行われたものと考えられる。

加えて、申立人は、当該事業所に入社してから妊娠したことが分かり 2 か月後に退職したと供述しているところ、申立人が提出した母子手帳には昭和 43 年 9 月 15 日に発行されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間、当該事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、家計簿の保険料額及び同期入社複数の同僚の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 43 年 9 月及び同年 10 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 709

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで  
昭和61年8月に会社を退職し、国民年金に加入して保険料の納付を始めたころ、学生であった申立期間が未納との通知を受け、その分も一緒に納付した記憶があるのに、未納とされているので納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年10月8日に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した61年8月9日にさかのぼって資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、申立人が学生であったことから任意加入の対象となる期間であるが、申立人の加入手続に係る記憶は曖昧であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年9月までの期間及び平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から同年9月まで  
② 平成元年10月

申立期間①については、父親から地区の区長宅に諸税と一緒に私が20歳になったときから納付していたと聞いている。加入当初の5か月間が未納となっていることに納得いかない。また、申立期間②(平成元年10月23日に第3号被保険者資格取得)については、確かに納付書により1か月分納付したと記憶しているので調べて還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月16日に払い出され、申立人が20歳に到達した同年\*月\*日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親が税金等と一緒に自治会に納付していたと申し立てているが、A市の納付記録も社会保険庁の記録と同様未納とされていることが確認できる上、A市に照会したところ、「申立期間当時は、年度途中で国民年金の加入手続がされた場合、加入手続以降の保険料のみを自治会等の納付組織に集金依頼していた。」との回答であったことから、申立期間の保険料は自治会等の納付組織では納付できない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたとする父親は、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶が曖昧であるため、加入状況、納付状況等が不明である。

申立期間②について、申立人はB町において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張するが、B町に確認したところ、申立人がA市からB町に転入したのは平成2年3月26日であり、その主張は不合理である。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間後の平成元年 10 月 23 日の第 3 号被保険者資格取得に係る処理は、2 年 5 月 14 日にされていることが確認できる。このことから、申立人が元年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、すぐに国民年金加入手続を行った場合、申立期間以降も納付書が発行されていたこととなるが、申立人にその記憶は無く、申立期間のみについて納付書が発行され、保険料を納付したとするのは不自然であることから、申立期間当時は、未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年8月までの期間及び3年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年8月まで  
② 平成3年4月から同年8月まで

父が、自治会の役員をしており、町内の国民年金保険料をとりまとめていた関係上、両親が、家族の保険料をまとめて納付してくれていた。申立期間は、同居の家族は納付済みでもある。私だけが未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者資格の取得日は、A市が保管する記録においても、社会保険事務所の記録と同じ、平成5年2月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親に聴取しても、具体的な加入時期が特定できないため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、「申立期間①は、厚生年金保険の被保険者でなくなった後も、引き続き同じ事業所でアルバイトをしていた時期であり、申立期間②は、後に厚生年金保険の被保険者となった事業所でアルバイトをしていた時期なので、両親が国民年金に加入する必要があるとは思っていなかった可能性がある。」と回答しており、国民年金に係る手続がなされなかった可能性がある。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月から34年3月まで  
② 昭和44年7月26日から同年9月19日まで

申立期間①については、A事業所に勤めていた記憶があり、申立期間②については、B社に勤めていたが、厚生年金保険の記録が無い。身長が\*センチメートルと背が低いことで、かなりの苦勞をしてきた。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の元事業主及び同僚の証言から、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①より後の昭和35年11月1日であることが確認できる。

また、元事業主は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、「当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している。

申立期間②について、B社に対し、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間②における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②についての記憶が明確で無く、当時の同僚の氏名等についても覚えていない上、申立期間にB社に勤務していた複数の者からも、申立てに係る事実を確認できる証言は得られなかったことから、申立人の同社での勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から25年6月まで

私は昭和22年4月から25年6月まで、A事業所の採用試験に合格し、B部C係で仕事をしていた。身体上の理由から昭和25年6月に退職したが、申立期間は間違いなく働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の申立人の勤務状況を証言してくれるとする同僚は、「私は、昭和20年から30年間勤務した。同郷であった申立人がA事業所で働いていたと聞いたことはあるが、同じ部署に勤務したことは無く、面識も無い。」と証言していることから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間における勤務時期及び勤務部署を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間より後の昭和38年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月31日から同年11月1日まで  
社会保険事務所の記録ではA社B工場での厚生年金保険の資格取得日が昭和26年11月1日とされているが、在籍証明にもあるとおり、同社には同年8月31日に入社しているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の同僚は、「入社後しばらくは試用期間であり、1か月ぐらいしてから正社員として認めると言われた。」と証言している。

また、申立人と同じく昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚6人のいずれもが、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格取得日より前に、雇用保険に加入していることが確認できることから、当該事業所では、新入社員に対し一定期間の試用期間を設け、その間は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の書類等は保存期限経過により廃棄済みである旨回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から31年6月1日まで  
高等学校（定時制）の同級生から誘いを受け、昭和30年6月1日にA社に入社し、32年3月末まで勤務した。

社会保険事務所からの回答では、昭和31年6月1日に厚生年金保険に加入したこととなっているが、高等学校の授業料はすべて自らの給料から納めており、働いていなかったはずがない。

納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務する経緯などを具体的に申し立てていることから、入社年月日は特定できないものの、厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和31年6月1日以前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、申立人の同僚であり事業主の後継者でもあった会長に照会したところ、「当時は、社長（父親）の兄が庶務・経理を担当しており、熟練工でない者については、個人別に判断して厚生年金保険の資格取得を行っていたと思う。」と回答している。

また、複数の同僚は「入社日から相当期間経過後に厚生年金保険の資格を取得している。仕事を覚えるまでは加入させてもらえなかった。」と証言していることから、当該事業所では一定の技術を習得するまでを試用期間とし、その間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 459

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで  
A社における申立期間の標準報酬月額は、それ以前の期間と同じ 50 万円であると記憶しているのに、9 万 8 千円とされている。  
記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は、平成 5 年 4 月 28 日付けで、5 年 1 月 31 日に遡<sup>そきゆう</sup>及して厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出がなされたことが確認できるとともに、同日付けで、申立人の標準報酬月額が 4 年 10 月から同年 12 月までの期間について遡<sup>そきゆう</sup>及して 50 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録及びA社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが認められる。

また、申立人は、「社会保険料について銀行の預金を差し押さえられた記憶がある。」と供述している上、社会保険事務所による質問応答書（平成 20 年 11 月 14 日）に対しても、厚生年金保険料の滞納があったと回答しており、かつ、社会保険事務所が保管する執行停止事業所引継ぎ一覧表（平成 6 年度）に当該事業所の記録が見受けられるなど、申立期間において当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出（全喪の届出）や標準報酬月額の減額に係る届書には事業主印を押していない。」と回答している一方で、「事業主印は、自分自身で管理していた。」と供述していることから、これらの届出について全く関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 18 日から 44 年 6 月 1 日まで  
A事業所と、その関連事業所に継続して勤務しており、申立期間は、B事業所に勤務していたか、C事業所で研修を受けていたが、A事業所において厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所の関連事業所であったB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の元経理担当者は、「関連事業所は個々に独立した経営であり、社会保険の適用も別々であった。」と回答しており、申立人及び同僚も、「B事業所の規模は3、4人であった。」と回答しているところ、社会保険庁の記録でも、厚生年金保険の適用事業所として同事業所名は見当たらず、同様に、C事業所及びこれに類する事業所名も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間について、雇用保険の加入記録が確認できるが、その事業所番号は、A事業所のものとは異なる。

さらに、A事業所及びB事業所は既に廃業している上、いずれの事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 2 月 1 日まで  
昭和 43 年 10 月に A 社に就職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は、45 年 2 月 1 日からとなっている。  
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 2 月 1 日であり、同日以前から同事業所に勤務していたとする申立人の兄や同僚についても、被保険者資格の取得日は、同日となっている。

また、元事業主からは、「昭和 45 年 2 月 1 日に社会保険の適用事業所となった際に、在籍していた従業員を社会保険に加入させた。それまでは、国民年金及び国民健康保険に加入するよう指導しており、給与から社会保険料を控除していない。」との回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 462 (事案 326 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所において退職日を昭和 59 年 9 月 30 日とすることを事業主に伝えていた。ところが、後になって分かったことだが、同日は日曜日であったため、私を含めた従業員全員が休業だった。

しかし、私は、昭和 59 年 9 月 30 日に退職すると事業主と約束していたのであるから、厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 1 日となるべきである。

資格喪失日が昭和 59 年 9 月 29 日とされていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いこと、ii) A事業所は既に全喪しており、人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄済みであるが、当時の事業主に聴取したところ、「申立人はパートタイム従業員であったので、その給与は時間給であり、最終勤務日を退職日としていた。申立人と退職日を月末にすると約束した覚えは無く、申立人の給与から昭和 59 年 9 月分の厚生年金保険料は控除していない。」との回答があったこと、iii) 当時の同僚は申立人の退職日を記憶しておらず、申立人自身も昭和 59 年 9 月 30 日は勤務していないとしていることから、申立人が同日まで厚生年金保険の被保険者であったとは認め難いこと、iv) 雇用保険の資格喪失日も厚生年金保険の記録と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てに当たり従来の主張を繰り返すのみで

あり、記憶する同僚名を一人追加したものの、新たな資料等を提出していない。

また、上記の同僚に照会したが、申立期間に係る申立人のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 3 月 30 日まで

私は、昭和 31 年 5 月 21 日に A 事業所の臨時集計員に採用され、32 年 10 月 1 日に正式採用となったが、社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、32 年 2 月 1 日から同年 3 月 30 日までが未加入期間であるとの回答であった。

しかし、当時の人事異動通知書も残っており、間違いなく厚生年金保険に加入していたはずなので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書から、申立人が申立期間において A 事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が所持する人事異動通知書は、厚生年金保険被保険者資格が有る期間については、現職欄に「臨時集計員」と記載されているが、申立期間に係る同通知書には記載が無いことから、雇用形態が異なっていると考えられ、申立期間に係る同通知書についてのみ、異動内容欄に「任期を二ヶ月とする」と記載されていることから、申立期間は厚生年金保険法第 12 条に該当する適用除外者であったと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後の被保険者は申立人のみであり、申立人が資格喪失した昭和 32 年 2 月 2 日に A 事業所も適用事業所でなくなっており、申立人が被保険者資格を再取得した同年 4 月 1 日に別番号で適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、A 事業所に、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 7 日から 63 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 3 月 7 日にA社に入社し、その日から厚生年金保険に加入したはずが、社会保険事務所の記録では 63 年 4 月 1 日からとされており、申立期間①が未加入期間とされている。

また、申立期間②については、実際の給与金額より低い標準報酬月額が届け出られている。会社も認めているので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が発行した在職証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、資格取得日が昭和 63 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、事業主に照会したところ、「当時は、運転手の定着率が低かったため、採用後一定期間をおいて社会保険に加入させていたようだ。申立期間については厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している上、申立人は、当時居住していたB市C区において申立期間を含む昭和 57 年 6 月 1 日から 63 年 4 月 1 日までの期間は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

なお、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書を確認したところ、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と実際の給与額に見合う標準報酬月額が相違していることは明らかであるものの、給与明細書に記載された保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額はすべての期間において一致していることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額の記録について、遡及して訂正が行われていることもなく、不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。